

変更届出書 記入例

受付後、3週間程度で変更通知書を送付いたしますが、変更内容、特に充填業の登録内容については、記載漏れ等がないようお気を付けください。

様式第2 (第11条関係)
第一種フロン類充填回収業者変更届出書

東京都知事 殿

年 月 日

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
登録番号

第一種フロン類充填回収業者に係る以下の事項について変更したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第31条第1項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更理由		

を付けてください。
 回収業のみを行う 充填業・回収業両方行う 既に充填業 登録済

変更通知書に充填に関する情報を記載しますので、以下の表に充填を行うフロン類に○を付け、**充填業に関する資格を有する者を証明する書類を添付**してください。

充填の対象とする第一種特定製品の種類等	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー			
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			

担当者 氏 名	連絡先 電話番号
------------	-------------

(代理人記入欄)
氏名
住所
行政書士登録番号

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

届出年月日を記載してください。

届出者の情報を記載してください。
※押印は不要です。

変更する内容と変更の理由を記載してください。

充填業を新たに行う場合は、充填業に関する情報を記載し、「充填業に関する知見を有する者」(次頁参照)の証明書類を添付してください。(記載がない場合、新たにお送りする通知書において充填欄が空欄となります。)

担当者名を記載してください。

行政書士の方が申請する場合は、記名して職印を押してください。

充填業登録にあたっての「知見を有する者」について

フロン排出抑制法において、回収業と同様に充填業も都道府県への登録が必要となったことから、充填内容をご登録いただく際、『「知見を有する者」を証する書類』をご添付いただく必要がありますので、ご対応をよろしくお願いいたします。

国が示した知見を有する者の例【環境省ホームページから抜粋】

充填について

フロン類の充填については、フロン類の性状及びフロン類の充填方法について、十分な知見を有する者が、フロン類の充填を自ら行い又はフロン類の充填に立ち会うこととされている。

ここで、十分な知見を有する者とは、第一種特定製品の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識に精通した者を指す。具体的な知識については、充填に関する基準について対応したものであり、具体的には、以下のA～Cが考えられる。

知見を有する者の例（環境省のホームページ）	都への更新申請時の書類
A 冷媒フロン類取扱技術者	免状のコピー
B 一定の資格等を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者 一定の資格等としては、例えば、以下の資格が挙げられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）・ 高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械（高圧ガス保安協会）・ 上記保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者・ 冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会）・ 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者	当面は <ul style="list-style-type: none">・ 免状のコピー 一定期間以降 <ul style="list-style-type: none">・ 免状のコピー・ 講習を受講した証明書のコピー
C 十分な実務経験を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者 十分な実務経験とは、例えば、日常の業務において、日常的に冷凍空調機器の冷媒の充填に3年以上携わってきた技術者であって、これまで高圧ガス保安法やフロン回収・破壊法を順守し、違反したことがない技術者を指す。	当面は <ul style="list-style-type: none">・ 実務経験を証明する書類 一定期間以降 <ul style="list-style-type: none">・ 実務経験を証明する書類・ 講習を受講した証明書のコピー

充填に必要となる知識等の習得を伴う講習とは

「充填に関する基準」や「充填に求められる知識」についての講義及び考査を指す。当該講習については、一定の水準に達している必要があるため、環境省及び経済産業省に照会することで、随時、その適正性について確認される（国は、メーカーで実施される講習会なども認めていくことを検討しています。適正が認められた講習会については国がホームページで公表するなど検討しています。）